

地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令

[最終改正 令和7.2.28 京都府警察本部訓令第4号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成6年警察庁訓令第14号）に基づき、京都府警察に勤務する地方警務官（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）とする。

2 職員の勤務時間等は、次の表のとおりとする。

勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間
午前9時	午後5時45分	7時間45分	午後0時から午後1時まで

3 京都府警察本部長は、必要があるときは、前項に規定する勤務開始時刻、勤務終了時刻及び休憩時間を変更することができる。

(勤務時間、休暇等の手続等)

第3条 職員の勤務時間、休暇等については、警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）の規定の例によるものとし、その手続等は警察事務システムにより行うものとする。

2 私事により旅行等する場合でその期間が2日以上にわたるときは旅行等の前日（外国に渡航するときは出発日の1箇月前）までに、警察事務システムにより本部長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、できる限り速やかにその旨を本部長に連絡して、事後に届け出なければならない。

附 則

この訓令は、平成21年5月11日から施行する。